

第 5576 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 10月 21日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行：税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.souzokuzouyo.com>

⇨ 保育所等に土地を貸与した場合の相続税等の非課税措置

Q：平成29年度の税制改正要望では、保育所・幼稚園等に土地を貸与した場合の相続税等の非課税措置の創設が盛り込まれているのか。どのような内容になっているのですか？

A：次のような改正を要望しています。

【解説】

平成29年度の税制改正では、厚生労働省は、女性の就労が拡大する傾向が見込まれる現下の状況において、待機児童の解消は喫緊の課題であるとし、平成29年度末までに保育の受け皿を40万人から50万人に拡大するとともにそれによる待機児童の解消とそれを維持することを目標として掲げていますが、保育所等の整備に当たり、近隣住民の反対が起きるといった事例も生じていることもあって、土地の確保を円滑にするための優遇措置を創設することが必要として、保育所等(保育所、幼稚園、認定こども園及び家庭的保育、小規模保育、事業所内保育を行う施設、企業主導型保育事業をいう)に宅地等を貸し付けている場合において、その保育所等への貸し付けを引き続き行うこと等としているときは、一定の要件のもと、相続税・贈与税を非課税もしくは減免とする制度を新設することを要望しています。

